

利用者のために

1 調査の概要

(1) 調査の目的

作物統計調査の被害調査の中の共済減収調査として実施したものであり、共済基準減収量及び共済基準減収量に係る作付面積を調査し、農業災害補償制度（農業共済）における損害の額について国が行う審査・認定の資料を作成することを目的としている。

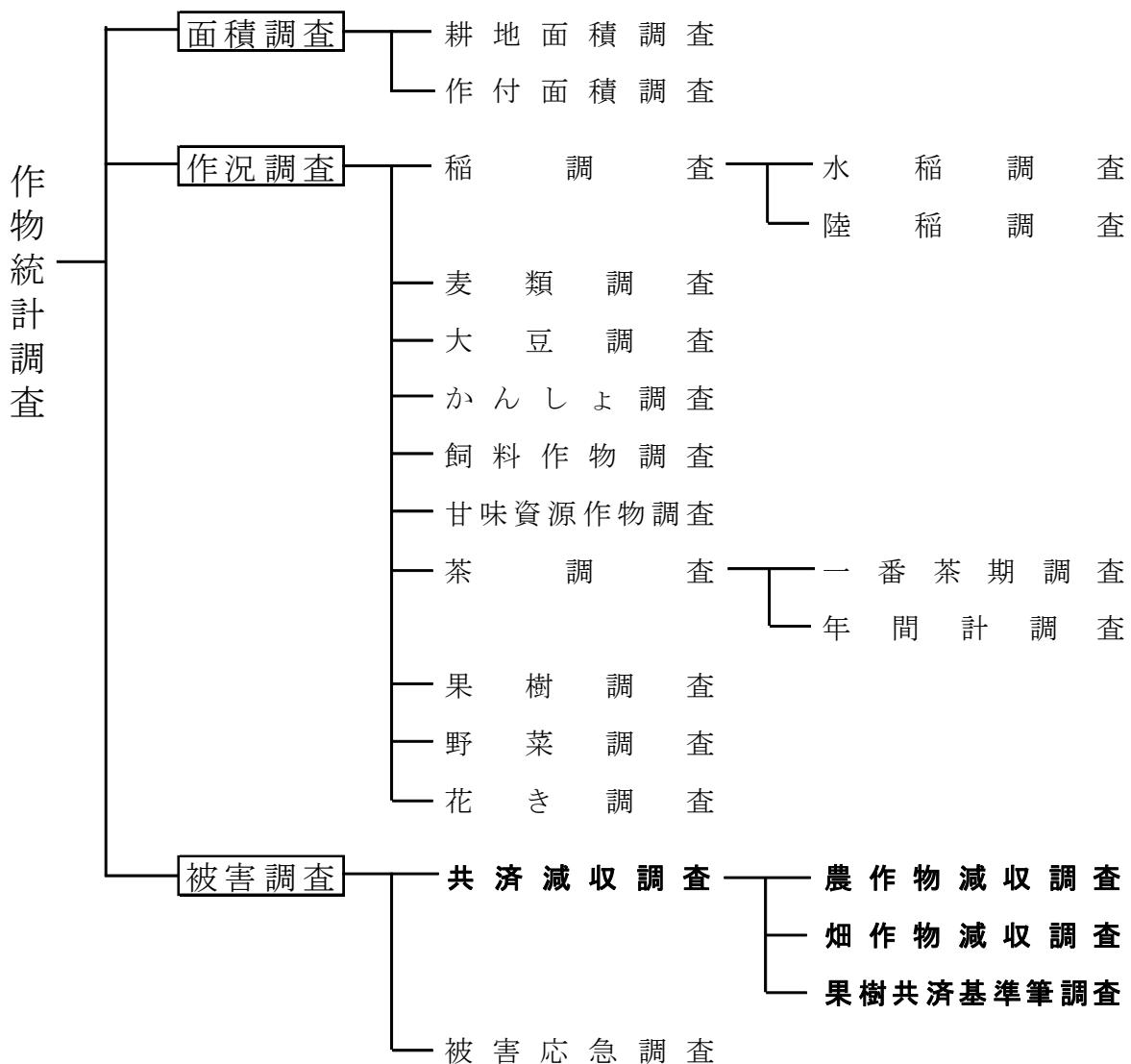
(2) 調査の根拠

作物統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項に基づく基幹統計調査である。

(3) 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

(4) 調査の体系



(5) 調査対象

ア 水稲

(ア) 調査対象引受方式

一筆方式及び半相殺方式を調査の対象とした。

引受方式	共済金支払開始損害割合		
一筆方式	3割 (基準収穫量の7割補償)		
	4割 (" 6割補償)		
	5割 (" 5割補償)		
半相殺方式	2割 (基準収穫量の8割補償)		
	3割 (" 7割補償)		
	4割 (" 6割補償)		

(イ) 調査の対象

共済金額がおおむね50億円以上の都道府県を調査対象都道府県とし、一筆方式又は半相殺方式により引き受けられている地域の筆を調査の対象とした。

(ウ) 調査対象筆数

調査の対象の中から選定し、調査を行った調査対象筆数は次のとおりである。

引受方式 (共済金支払開始損害割合)	調査対象筆数			うち減収であった筆数 (超過被害農家の筆数)
	計	減収標本 実測筆数	減収標本 見積り筆数	
一筆方式 (3割)	筆 50,574	筆 7,951	筆 42,623	筆 20,295
" (4割)	筆 81	筆 13	筆 68	筆 19
" (5割)	筆 804	筆 124	筆 680	筆 253
半相殺方式	筆 5,692	筆 869	筆 4,823	(22)

注：1 減収標本実測筆は、水稻収穫量調査における作況標本筆と共に用いている。

2 減収標本見積り筆は、減収標本実測筆と同一の単位区内から無作為に抽出した6筆とし、6筆未満の場合は当該単位区内の全ての筆とした。

イ 麦類

(ア) 調査対象引受方式

一筆方式を調査の対象とした。

(イ) 調査の対象

共済金額がおおむね10億円以上の都道府県を調査対象都道府県とし、一筆方式により引き受けられている筆から選定した減収標本筆を調査の対象とした。

(ウ) 調査対象筆数

調査の対象の中から選定し、調査を行った調査対象筆数は次のとおりである。

作物	調査対象筆数			うち減収であった筆数
	計	減収標本 実測筆数	減収標本 見積り筆数	
麦類	筆 1,348	筆 270	筆 1,078	筆 43

注： 減収標本見積り筆は、減収標本実測筆と同一の単位区内から無作為に抽出した4筆とし、4筆未満の場合は当該単位区内の全ての筆とした。

ウ 春植えればれいしょ

(ア) 調査対象引受方式

全相殺方式を調査の対象とした。

(イ) 調査の対象

共済引受農家戸数がおおむね100戸以上であり、かつ、共済金額がおおむね1億円以上である

都道府県を調査対象都道府県とし、全相殺方式により引き受けられている農家を調査の対象とした。

(ウ) 調査対象農家数

調査の対象の中から選定し、調査を行った調査対象農家数は次のとおりである。

作物	調査対象農家数 (うち減収であった農家数)	調査対象筆 共済引受面積計	参考	
			共済引受面積	共済基準収穫量 (共済加入農家計)
春 植え ばれいしょ	戸 40(5)	a 30,900	a 4,370,389	kg 1,427,874,973

注：1 参考の数値は農林水産省経営局『農業災害補償制度畑作物共済統計表』による。

2 共済引受面積及び共済基準収穫量（共済加入農家計）は平成24年産の実績値であり、調査対象都道府県（北海道）の数値である。

3 調査農家1戸当たり2筆以上の共済加入がある場合は、減収標本筆を2筆選定した。

エ 豆類

(ア) 調査対象引受方式

一筆方式及び半相殺方式を調査の対象とした。

(イ) 調査の対象

共済引受農家戸数がおおむね100戸以上であり、かつ、共済金額がおおむね1億円以上である都道府県を調査対象都道府県とし、調査対象引受方式により引き受けられている筆（農家）を調査の対象とした。

(ウ) 調査対象筆（農家）数

調査の対象の中から選定し、調査を行った調査対象筆（農家）数は次のとおりである。

作物	引受方式	調査対象筆(農家)数 (うち減収であった筆(農家)数)	調査対象筆(農家) 共済引受面積計	参考	
				共済引受面積	共済基準収穫量 (共済加入農家計)
大 豆	一筆方式	筆・戸 765(293)	a 21,000	a 1,338,199	kg 20,331,490
	半相殺方式	180(81)	91,300	272,468	4,824,170
小 豆	半相殺方式	110(63)	49,500	1,889,818	48,658,371
いんげん	半相殺方式	80(40)	29,300	758,721	15,877,055

注：1 参考の数値は農林水産省経営局『農業災害補償制度畑作物共済統計表』による。

2 共済引受面積及び共済基準収穫量（共済加入農家計）は平成24年産の実績値であり、調査対象都道府県の数値を合計したものである。

3 調査対象筆（農家）数の単位は、大豆の一筆方式が筆、それ以外は戸である。

4 半相殺方式は、調査農家1戸当たり2筆以上の共済加入がある場合は、減収標本筆を2筆選定した。

オ 果樹

(ア) 調査対象引受方式

半相殺方式（減収総合方式又は特定危険方式）及び樹園地単位方式（減収総合方式）を調査の対象とした。

(イ) 調査の対象

共済引受農家戸数がおおむね100戸以上であり、かつ、共済金額がおおむね1億円以上である都道府県を調査対象都道府県とし、調査対象引受方式により引き受けられている筆を調査の対象とした。

(ウ) 調査対象筆数

調査の対象の中から選定し、調査を行った調査対象筆数は次のとおりである。

作 物	引 受 方 式	調査対象筆数 (うち減収で あつた筆数)	調 査 対 象 筆 共済引受面積計	参 考	
				共済引受面積	共済基準収穫量 (共済加入樹園地計)
み か ん	半相殺方式(減収総合方式)	筆 440(139)	a 10,100	a 268,991	kg 57,095,706
指定かんきつ	半相殺方式(減収総合方式)	110(24)	2,850	31,529	4,540,994
り ん ご	半相殺方式(減収総合方式)	250(142)	3,470	73,559	15,666,471
	半相殺方式(特定危険方式)	85(68)	1,720	826,417	159,271,817
ぶ ど う	半相殺方式(減収総合方式)	390(125)	4,840	47,695	6,026,706
	樹園地単位方式(減収総合方式)	55(9)	640	11,338	1,197,117
な し	半相殺方式(減収総合方式)	610(248)	8,800	98,964	23,383,514
	半相殺方式(特定危険方式)	74(68)	748	76,518	21,947,711

注：1 参考の数値は農林水産省経営局『農業災害補償制度果樹共済統計表』による。

2 共済引受面積及び共済基準収穫量（共済加入樹園地計）は平成23年産の実績値であり、調査対象都道府県の数値を合計したものである。

(6) 調査期日

収穫期に調査を実施した。ただし、果樹のうち減収総合方式にあっては収穫期に、特定危険方式にあっては暴風雨襲来の直後に調査を実施した。

(7) 調査事項

共済基準減（増）収量及び共済基準減（増）収量に係る作付面積を調査した。

(8) 調査方法

ア 水稻

減収標本筆（水稻収穫量調査の標本筆と共に）に対する職員の実測調査及び巡回・見積りにより行った。

イ 麦類

各都道府県の共済引受状況（共済引受面積等）に基づき選定した減収標本筆に対する職員の実測調査及び巡回・見積りにより行った。

ウ 春植えればれいしょ

各都道府県の共済引受状況（共済引受面積等）に基づき選定した減収標本筆に対する職員の実測調査により行った。

エ 豆類

(ア) 半相殺方式

各都道府県の共済引受状況（共済引受面積等）に基づき選定した減収標本筆に対する職員の実測調査により行った。

(イ) 一筆方式

各都道府県の共済引受状況（共済引受面積等）に基づき選定した減収標本筆に対する職員の実測調査により行った。

オ 果樹

各都道府県の共済引受状況（品種又は栽培方法による区分の割合等）に基づき選定した果樹共済基準筆に対する職員の実測調査により行った。

(9) 統計値の計上方法及び集計方法

ア 水稻及び麦類

調査事項について、減収標本実測筆・見積り筆結果及び巡回・見積り結果を集計して取りまとめを行った。

イ 春植えればれいしょ

調査事項について、減収標本筆の実測調査結果を基に集計して取りまとめを行った。

ウ 豆類

(ア) 半相殺方式

調査事項について、減収標本筆の実測調査結果を基に推計した調査農家結果を集計して取りまとめを行った。

(イ) 一筆方式

調査事項について、減収標本筆の実測調査結果を集計して取りまとめを行った。

エ 果樹

調査事項について、果樹共済基準筆の実測調査結果を集計して取りまとめを行った。

(10) 目標（実績）精度

各調査における実績精度を標本から推定した標準誤差率（標準誤差の推定値÷指標とした項目の推定値）により示すと、次のとおりである。

ア 水稲

減収標本実測筆は水稻収穫量調査の標本筆と共に用しているため、目標精度は設定していない。

イ 麦類（10a当たり共済減収量）

群馬県で29%、埼玉県で23%であった。

ウ 春植えばれいしょ（10a当たり収量）

北海道で3%であった。

エ 豆類（10a当たり収量）

(ア) 大豆

一筆方式の青森県で6%、岩手県で7%、宮城県で6%、福島県で7%、新潟県で6%、富山県で5%、長野県で7%、滋賀県で4%、京都府で10%、兵庫県で5%、鳥取県で7%、岡山県で7%であった。

半相殺方式の北海道で3%、秋田県で7%、山形県で5%であった。

(イ) 小豆

北海道で3%であった。

(ウ) いんげん

北海道で3%であった。

オ 果樹（10a当たり収量（りんご及びなしの半相殺方式（特定危険方式）にあっては、減収割合が共済金支払開始損害割合（20%）超であった筆の10a当たり減収率））

(ア) みかん

静岡県で6%、和歌山県で4%、香川県で6%、熊本県で7%、宮崎県で6%であった。

(イ) 指定かんきつ

和歌山県で5%、熊本県で10%であった。

(ウ) りんご

半相殺方式（減収総合方式）の山形県で6%、福島県で5%、長野県で6%であった。

また、半相殺方式（特定危険方式）の宮城県で4%、群馬県で4%、富山県で3%であった。

(エ) ぶどう

半相殺方式（減収総合方式）の山形県で5%、新潟県で4%、山梨県で3%、長野県で6%、岡山県で4%、香川県で5%であった。

樹園地単位方式（減収総合方式）の島根県で4%であった。

(オ) なし

半相殺方式（減収総合方式）の山形県で6%、福島県で4%、栃木県で6%、埼玉県で3%、千葉県で5%、東京都で7%、神奈川県で4%、新潟県で5%、長野県で8%、鳥取県で7%、福岡県で6%、大分県で11%であった。

半相殺方式（特定危険方式）の新潟県で6%であった。

2 用語の解説

(1) 農業災害補償制度（農業共済）

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づいて国の農業災害対策として実施される公的保険制度をいう。

(2) 共済引受方式

ア 一筆方式

筆ごとの減収量により損害を把握する方式である。

イ 半相殺方式

(ア) 減収総合方式

農家単位で被害筆の減収分のみにより損害を把握する方式である。

(イ) 特定危険方式

最大風速13.9メートル毎秒以上の暴風雨又は最大瞬間風速20.0メートル毎秒以上の暴風雨等の特定の被害による損害が共済の対象となる方式である。

ウ 樹園地単位方式

(ア) 減収総合方式

筆ごとに損害を把握する方式である。

(イ) 特定危険方式

最大風速13.9メートル毎秒以上の暴風雨又は最大瞬間風速20.0メートル毎秒以上の暴風雨等の特定の被害による損害が共済の対象となる方式である。

エ 全相殺方式

農家単位ごとに筆の増収分及び減収分を相殺した損害を把握する方式である。

(3) 指定かんきつ

果樹共済において、はっさく、ぽんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火及び河内晩柑を総称したものである。

(4) 共済金額

被害が生じた場合に支払われる共済金の最高限度額である。

(5) 品種又は栽培方法等による区分

果樹共済において引受が行われている区分単位であり、同一の作物であっても、品種等によって収穫時期、被害の発生等に差異があることから、作物ごとに品種等により定めている区分である。

(6) 共済基準収穫量

その年の天候を平年並みとして、肥培管理なども普通に行われたときに得られる、いわば平年の収穫量であり、筆ごとに定められ、被害があったとき、損害評価や支払共済金の額の算定の基準となるものである。

(7) 共済基準減収量

被害筆について、当該筆の収穫量が当該筆の共済基準収穫量を下回った数量をいう。

3 利用上の注意

(1) 数値の四捨五入について

統計数値については、下記の方法によって四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

原 数	6 桁 (10万)	5 桁 (1万)	4 桁 (1,000)	3 桁以下 (100以下)
四捨五入する桁数（下から）		2 桁	1 桁	四捨五入しない
例	四捨五入する前（原数）	123, 456	12, 345	123
	四捨五入した後（統計数値）	123, 500	12, 300	123

(2) 本書に掲載した表中の記号は、次のとおりである。

「0」：単位に満たないもの（例：0.4ha → 0ha）

「-」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」：負数又は減少したもの

(3) 秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

(4) お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 普通作物統計班

代表：03-3502-8111 内線3682

直通：03-3502-5687

FAX：03-5511-8771

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 園芸統計班

代表：03-3502-8111 内線3680

直通：03-6744-2044

FAX：03-5511-8771